

12月5日公開

第8回 「伝統的酒造り」が無形文化遺産に

2024年11月5日、「伝統的酒造り」がユネスコ（国連教育科学文化機関）の無形文化遺産に登録されることが確実となりました。文化庁によれば、ユネスコの評価機関が「伝統的酒造り」について、「無形文化遺産に登録することが適当」との勧告を出したとのこと

です。
12月に南アメリカのパラグアイで開かれるユネスコの会議で正式に登録される見込みとなっています。

無形文化とは、遺跡や建造物などのように形があるものではなく、祭りや踊りのような、後世に伝えていくべき文化のことです。ユネスコはこうした文化のうち、世界で守っていくべきだと認められたものを「無形文化遺産」として登録しています。

日本では、米からつくる各地の日本酒や、サツマイモや麦を原料として九州などでさかんにつくられている焼酎、米からつくる沖縄県のお酒「泡盛」など、地域ごとの技術が受け継がれてきました。また、こうしたお酒は結婚式で飲まれたり、お祭りで奉納されたりするなど、日本人の暮らしや文化に欠かせないものとなっています。

日本では、これまでに能楽・人形浄瑠璃文楽・歌舞伎・和食・和紙などが無形文化遺産に登録されています。

チャレンジ問題

1 無形文化遺産ぶんか いさんに登録されることになった「伝統的な酒造り」でつくられるお酒のうち、サツマイモや麦をおもな原料とするものはどれですか。次から選んで、記号で答えなさい。

ア 日本酒

イ ビール

ウ あわもり泡盛

エ しょうちゅう焼酎

2 無形文化遺産に登録されているものとして正しくないものを次から選んで、記号で答えなさい。

ア 能楽

イ かぶき歌舞伎

ウ じょうるり人形浄瑠璃文楽

エ 落語

3 無形文化遺産に登録する機関を次から選んで、記号で答えなさい。

ア ユネスコ

イ ユニセフ

ウ ユー・エヌ・エイ・チ・シー・アールUNHCR

エ アンク タ ッドUNCTAD

答え

1 エ

2 エ

3 ア